

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）。「以下、P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定にかかる評価結果を公表する。

令和 7 年 2 月 10 日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者 越田謙治郎

「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務」の 特定事業の選定について

第1章 事業概要

1 事業名称

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務(以下、「本事業」という。)

2 事業に供される公共施設

国崎クリーンセンターの敷地内において、焼却施設棟、リサイクルプラザ棟、付帯施設(本施設敷地内の山林、焼却施設棟、リサイクルプラザ棟を除いたすべての施設整備を含む)(以下、「本施設」という。)

3 施設の管理者

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者 越田謙治郎

4 事業の目的

本施設は、平成21年3月に竣工し、稼働から約15年を経過しており、施設の老朽化が進んでいる。こうした状況から、令和元年に施設診断を実施し、令和10年頃に大規模な基幹改良工事を行うことにより40年間(令和30年まで)施設稼働が可能であることを確認した。したがって、今後、本施設を継続して利用するためには、劣化している設備機器の更新や設備劣化部分の改修工事が必要である。

本業務は、「国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務」の業務終了(令和8年3月31日)を見据えて、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」(以下、「PFI法」という。)第8条第1項の規定により、特定事業を実施する者として選定された民間事業者(以下、「事業者」という。)に、令和7年度から行う基幹的設備改良事業と同時に包括管理運営業務を委託するもので、効率的・効果的な施設の長寿命化と管理運営の実施を目的とする。

5 業務の範囲

本事業は、PFI法に基づき、事業者が公共施設及び付帯施設の基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務を行うことを業務範囲とする。具体的な業務の内容については、令和7年3月に公表を予定している「国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務」要求水準書を参照のこと。主な事業者の業務範囲は、以下のとおりである。

- (1) 基幹的設備改良事業
 - ア 設計・工事監理業務
 - イ 施工業務
- (2) 包括管理運営業務
 - ア 受付管理業務

- イ 運転管理業務
- ウ 維持管理業務
- エ 環境管理業務
- オ 有効利用業務
- カ 情報管理業務
- キ 関連業務

6 事業方式

P F I 方式に基づき、事業者が本施設の基幹的設備の改修工事を行い、事業期間中に管理運営業務を実施する R O (Rehabilitate-Operate) 方式とする。

7 事業期間

事業契約締結日から令和 23 年 3 月 31 日までの期間とする。

8 事業スケジュール

落札者決定後から事業終了までのスケジュールは、以下のとおりである。

項目	スケジュール
事業契約締結	令和 7 年 11 月下旬 (予定)
基幹的設備改良事業	事業契約締結日～令和 12 年 2 月 28 日
灰溶融施設の運転停止	令和 8 年 12 月 31 日 (予定) ※
改良事業の竣工・引渡し	令和 12 年 2 月 28 日
包括管理運営期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 23 年 3 月 31 日
事業契約終了	令和 23 年 3 月 31 日

※ 灰溶融施設の運転停止時期については、猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下、「当組合」という。）が考える予定であり、基幹的設備改良事業の引渡しを見据えて、協議できるものとする。

第2章 組合が直接業務を実施する場合とPFI方式で実施する場合の評価

1 特定事業の選定基準

本事業をPFI方式により実施することにより、組合が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた組合の財政負担の縮減が期待できる場合、並びに組合の財政負担が同一の水準にある場合においては、公共サービスの水準の向上が期待できる場合に特定事業として選定する。

2 評価の方法

(1) 定量的評価

本事業を組合が自ら実施する場合の財政負担と、PFI方式により実施する場合の財政負担額をそれぞれ年度ごとに算出して現在価値に換算し、全年度の総額を比較することにより定量的な評価を行う。

(2) 定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合における公共サービスの水準等について、自ら実施する場合と比較し定性的な評価を行う。

3 定量的評価（組合財政負担額の軽減）の結果

(1) 算定にあたっての前提条件

本事業を組合が自ら実施する場合並びにPFI方式により実施する場合の組合の財政負担額を算出するにあたり、前提条件を次のとおり設定した。

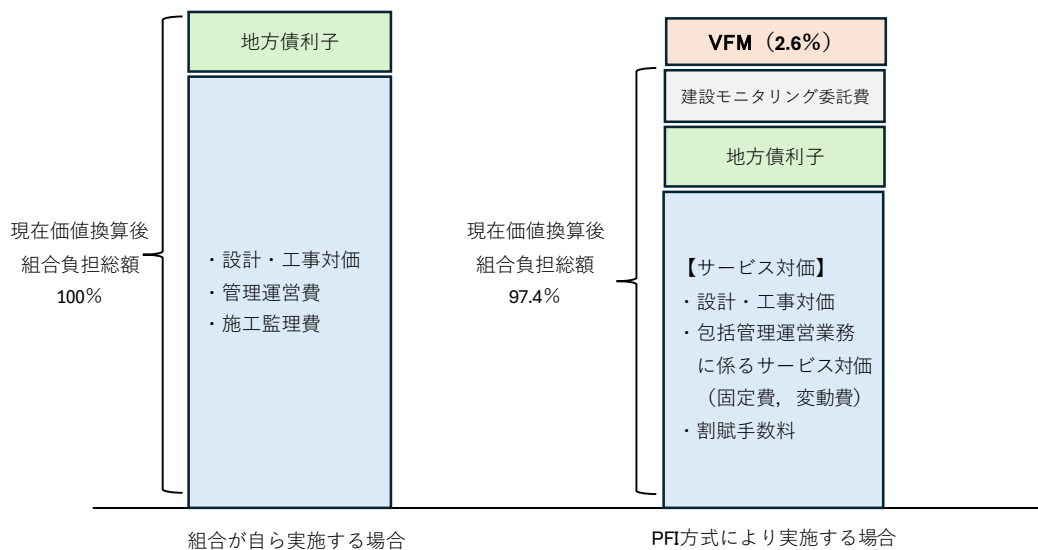
なお、これらの前提条件は、組合が独自に設置したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものでなく、また一致するものでもない。

項目	組合が直接実施する場合	PFI方式で実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹的設備改良事業に係る設計・工事対価 ● 管理運営費 ● 地方債利子 ● 施工監理費 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス対価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹的設備改良事業に係る設計・工事・施工監理対価 ・ 包括管理運営業務に係るサービス対価（固定費・変動費） ・ 割賦手数料 ● 地方債利子 ● 建設モニタリング費
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設規模 <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ焼却施設 <ul style="list-style-type: none"> 処理様式：全連続ストーカ式焼却 処理能力：235 t / 日（117.5t/日×2炉） ②灰溶融施設（令和8年12月31日運転停止予定） <ul style="list-style-type: none"> 処理様式：表面溶融式灰溶融炉 処理能力：26 t / 日×2炉（交互運転） ③リサイクルプラザ <ul style="list-style-type: none"> 処理能力：84 t / 5h 	

項目	組合が直接実施する場合	P F I 方式で実施する場合
	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間：事業契約締結日～令和 23 年 3 月 31 日 <ul style="list-style-type: none"> ①基幹的設備改良事業 事業契約締結日～令和 12 年 2 月 28 日 ②包括管理運営業務 令和 8 年 4 月 1 日～令和 23 年 3 月 31 日（15 年間） インフレ率：0.0% 割引率：1.064%（平成 17 年度～令和 6 年度の 20 年間の 15 年物国債金利の平均） 	
資金調達方法	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金） 地方債 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金） 地方債 事業者が調達する借入金
基幹的設備改良事業に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査した基幹的設備改良事業費	同左
包括管理運営業務に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査した管理運営費	同左
積算方法	組合における類似事例の実績、他自治体における一般廃棄物施設の実績、同規模等に基づき算定	PFI 方式の先行事例を参考に、性能一括発注により民間事業者の創意工夫が発揮され、一定程度の業務の効率化が発揮されるものとして考慮して算定

(2) 算定結果

前述の前提条件に基づき財政負担額を算出した結果、組合が自ら実施する場合と比較して、P F I 方式により実施する場合は、2.6%の財政負担額の削減効果が認められた。



	財政負担の比較
組合が直接業務を実施する場合	100.0
P F I 方式（R O 方式）で実施する場合	97.4

4 定性的評価（公共サービスの水準の向上）の結果

（1）一括発注、性能発注による業務の効率化

基幹的設備改良及び包括管理運営の各事業を、民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力、資金調達能力等が最大限に発揮され、設計から包括管理運営までの効率化やコストの最小化を踏まえた整備が期待できるとともに、安定的かつ効率的な一般廃棄物の処理と施設の維持管理が期待できる。

（2）リスク分担の明確化による安心、安全な事業の実施

組合と民間事業者との間で発生が懸念される様々なリスクを整理、明確化し、設計、施工、施工監理及び包括管理に係る役割分担の設定や管理体制の整備を適切に行うことにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク顕在化時において適切かつ迅速に対応することが可能となり、民間事業者のリスク管理能力を活かすことができるため、安定的な事業実施によるサービスの質の向上が期待できる。

（3）財政負担の平準化

組合が自ら実施する場合は、基幹的設備改良工事段階で一時に多額の財政負担が発生するが、PFI事業として実施する場合は、設計・施工費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として、包括管理運営期間を通じて民間事業者に一定額ずつ支払うこととなるため、本施設の整備等に係る組合の財政支出の平準化が期待できる。

5 総合的評価

以上の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業をPFI方式により実施することで、組合が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた組合の財政負担額を2.6%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準向上等を期待することができることから、本事業をPFI事業として実施することが適当と評価する。よって、本事業をPFI法第7条の規定により、特定事業として選定する。